

諮問庁：独立行政法人工業所有権情報・研修館

諮問日：平成29年4月3日（平成29年（独情）諮問第16号）

答申日：平成29年6月22日（平成29年度（独情）答申第12号）

事件名：各暦年における特定会社との間の請負・売買等の契約書に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「各暦年におけるINPITと特定株式会社間の請負・売買等の契約書に関する文書（例えば、契約作成委員決定に関する書面、委員招集書面、会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・国会における想定問答集・検討書・報告書等）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月16日付け20161219情館006号により独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

INPITは、特許庁の特許情報政策の一環として特許情報提供サービスを提供しているが、この特許情報提供サービスは、一般財団法人日本特許情報機構（以下「JAPIO」という。）に丸投げしており、JAPIOが特定株式会社に発注する形になっていると理解しているが、日本国特許庁という行政機関の依頼が根本として存在する以上、JAPIOと特定株式会社間の契約も実質的にINPITと特定株式会社との間の契約といえ、その内容は国民に対する説明責任を果たす観点から公開されるべきものである。

（2）意見書

別件の平成27年（独情）諮問第5号（事件名：JPLATPATにおける産業財産権情報の提供サービス事業契約書等の一部不開示決定に関する件）において開示されているINPIT・JAPIO間の契約書8条における、JAPIOが第三者に委任した場合のINPITの承諾書を要するため、この承諾のためにもINPITは、JAPIO・第三者

間の事業請負契約に関する文書を保有しているはずである。従って、本件で上記第三者が特定株式会社であり、J A P I O・特定株式会社間の請負契約の内容をI N P I Tは把握しているはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

審査請求人は、法3条に基づき、処分庁に対し、「各暦年におけるI N P I Tと特定株式会社間の請負・売買等の契約書に関する文書（例えば、契約作成委員決定に関する書面、委員招集書面、会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・国会における想定問答集・検討書・報告書等）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は平成28年12月19日付けでこれを受理し、対象となる法人文書は存在しないとして、法9条2号の規定に基づき、平成29年1月16日付けで不開示決定（原処分）を行った。

2 本件開示請求文書の存否について

処分庁と特定株式会社間に契約行為は存在しない。

また、処分庁の事業の請負者が業務を再委託している場合、再委託先は請負者と契約を締結しているため、当該契約において発生した文書は再委託先と契約関係のない処分庁の法人文書とはなり得ない。

よって、処分庁には請求の対象となる法人文書は存在しない。

3 結論

以上のことから、原処分は妥当なものであって、審査請求人の主張は原処分の正当性を覆すものではない。したがって、原処分は妥当であり、本件審査請求については棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月17日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年5月26日 審議
- ⑤ 同年6月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、各暦年におけるI N P I Tと特定株式会社間の請負・売買等の契約書に関する文書（例えば、契約作成委員決定に関する書面、委員招集書面、会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・国会における想定問答集・検討書・報告書等）である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討

する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求は、処分庁である I N P I T と特定株式会社間の各暦年における請負・売買等の契約書に関する文書の開示を求めるものであるが、I N P I T と特定株式会社との間に契約行為はなく、対象となる法人文書は存在しないことから、不開示決定を行った。

イ 審査請求人は、I N P I T が提供している特許情報提供サービスに関しての J A P I O と特定株式会社との間の契約を、本件対象文書として特定すべきである旨主張する。

しかし、仮に J A P I O が I N P I T から請け負っている事業について、特定株式会社との間で再委託契約等を締結していたとしても、当該契約は I N P I T と特定株式会社の間で締結された契約ではないから、当該契約に係る文書は本件対象文書には該当しない。

(2) I N P I T と特定株式会社との間に契約行為があることをうかがわせる事情は認められず、本件対象文書を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然・不合理とはいえないことから、I N P I T において本件対象文書を保有しているとは認められない。

(3) なお、審査請求人は、実質的に処分庁と特定株式会社との間の契約といえるとして、J A P I O と特定株式会社間の契約書に関する文書を本件請求文書に該当する文書として特定すべきである旨主張している。

しかしながら、処分庁である I N P I T が J A P I O と特定株式会社間の契約書に関する文書を保有していたとしても、当該文書が本件開示請求の対象となるものと解することはできず、本件対象文書には該当しない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、I N P I T において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久